

介護サービス事業者自主点検表

(令和 6 年 5 月版)

訪問リハビリテーション

及び

介護予防訪問リハビリテーション

介護サービス事業者自主点検表の作成について

1 趣 旨

この自主点検表は、介護サービス事業者の皆様が事業を運営するにあたって最低限遵守しなければならない事項等について、関係法令、通知などの内容をもとにまとめたものです。定期的に本表を活用し、事業運営状況の適否を、自主的に点検していただきますようお願いします。

2 実施方法

＜運営指導実施に伴う自主点検表の提出方法の変更について＞

【現行】 自主点検表に記載し紙で提出

【変更】 【提出用】に記載(入力)し、【提出用】のみを提出

※ 本自主点検表の点検項目について、結果を【提出用】に記載(入力)してください。

- ① 定期的に自主点検を実施し、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに【提出用】を市へ提出してください。この場合、形式は問いませんが、必ず控えを保管してください。
- ② 記入時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について、満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」の部分にチェックをしてください。なお、該当するものがなければ「該当なし」の部分にチェックをしてください。
- ③ 点検事項について、全てが満たされていない場合(一部は満たしているが、一部は満たしていないような場合)は、「いいえ」にチェックをしてください。
- ④ 各項目の文中、単に「以下同じ」「以下〇〇という。」との記載がある場合には、当該項目内において同じ、または〇〇であるということを示しています。
- ⑤ アンダーラインが引いてある部分は、原則として令和6年度改正に係る部分です。
- ⑥ 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- ⑦ 点検項目ごとに根拠法令等を記載していますので、参考にしてください。
- ⑧ この自主点検表は訪問リハビリテーションの運営基準等を基に作成されていますが、指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、介護予防訪問リハビリテーションについても訪問リハビリテーションの運営基準等に準じて(訪問リハビリテーションを介護予防訪問リハビリテーションに読み替えて)一緒に自主点検してください。網掛け部分は介護予防訪問リハビリテーション独自の基準に該当するものです。

3 根拠法令等

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

条例	甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例 (平成31年甲府市条例第4号)
予防条例	甲府市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 (平成31年甲府市条例第5号)
法	介護保険法(平成9年法律第123号)
施行令	介護保険法施行令(平成10年政令第412号)
施行規則	介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)
平 11 厚令 37	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年3月31日厚生省令第37号)
平 11 老企 25	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について (平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
平 12 厚告 19	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成12年2月10日厚生省告示第19号)
平 26 厚労告 199	厚生労働大臣が定める地域(平成26年3月31日厚生労働省告示第199号)
平 27 厚労告 94	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等 (平成27年3月3月23日厚生労働省告示第95号)
平 27 厚労告 95	厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)
平 12 老企 36	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
平 18 厚労令 35	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成18年3月14日厚生労働省令第35号)
平 18 厚労告 127	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)
平 18-0317001 号	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発・老振発・老老発第 0317001 号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知)
平 27 厚労告 92	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域 (平成 27 年 3 月 23 日厚生労働省告示第 92 号)
令 3 厚労令 9	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)
高齢者虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成17年法律第124号)
令 6 厚労令 16	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第 16 号)

介護サービス事業者自主点検表 目 次

項目	内 容
第1	一般原則
1	一般原則
第2	基本方針
2	基本方針
第3	人員に関する基準
3	用語の定義
4	従業者の員数
5	介護予防訪問リハビリテーションの人員基準
第4	設備に関する基準
6	設備及び備品等
7	介護予防訪問リハビリテーションの設備基準
第5	運営に関する基準
8	内容及び手続きの説明及び同意
9	提供拒否の禁止
10	サービス提供困難時の対応
11	受給資格等の確認
12	要介護認定の申請に係る援助
13	心身の状況等の把握
14	居宅介護支援事業者等との連携
15	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助
16	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供
17	居宅サービス計画等の変更の援助
18	身分を証する書類の携行
19	サービスの提供の記録
20	利用料等の受領
21	保険給付の請求のための証明書の交付
22	訪問リハビリテーションの基本取扱方針
23	訪問リハビリテーションの具体的取扱方針
24	訪問リハビリテーション計画の作成
25	利用者に関する市町村への通知
26	管理者の責務
27	運営規程
28	勤務体制の確保等
29	業務継続計画の策定等
30-1	衛生管理等
30-2	新型コロナウイルス感染症対策
31	掲示
32	秘密保持等
33	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止
34	苦情処理
35	地域との連携等
36	事故発生時の対応
37	虐待の防止
38	会計の区分

項目	内 容
39	記録の整備
第6	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
40	介護予防リハビリテーションの基本取扱方針
41	介護予防リハビリテーションの具体的取扱方針
第7	変更の届出等
42	変更の届出等
第8	その他
43	介護サービス情報の公表

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
第1 一般原則			
1 一般原則 (高齢者虐待の防止)	① 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。	はい・いいえ	条例 第3条第1項 平11厚令37 第3条第1項
	② 地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。	はい・いいえ	条例 第3条第2項 平11厚令37 第3条第2項
	③ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。	はい・いいえ	条例 第3条第3項 平11厚令37 第3条第3項
	④ 暴力団員又は暴力団員でなくなつてから5年を経過していない者が、役員等(法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。)になっていませんか。	いない・いる	条例第4条 【独自基準(市)】
	⑤ 事業所の従業員は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。	はい・いいえ	高齢者虐待防止 第5条
	【養護者(養介護施設従事者等)による高齢者虐待に該当する行為】 ア 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 イ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるア、ウ又はエに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。(高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。) ウ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 エ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。 オ 養護者又は高齢者の親族が(要介護施設従事者等が)当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。		高齢者虐待防止 第2条
	⑥ 高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報していますか。	はい・いいえ	高齢者虐待防止法 第7条、第21条
	⑦ 高齢者虐待の防止について、従業員への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止のための措置を講じていますか。	はい・いいえ	高齢者虐待防止法 第20条
	⑧ サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。	はい・いいえ	条例 第3条第4項 平11厚令37 第3条第4項
	⑨ 暴力団員又は暴力団員でなくなつてから5年を経過していない者が、役員等(法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。)になっていませんか。	いない・いる	条例第4条 【独自基準(市)】
第2 基本方針			
2	事業運営の方針は、基本方針に沿ったものとなっていますか。	はい・いいえ	条例第83条

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根 拠 法 令
基本方針	〔訪問リハビリテーションの基本方針〕 指定訪問リハビリテーションの事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。 〔介護予防訪問リハビリテーションの基本方針〕 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。		平 11 厚令 37 第 75 条 予防条例 第 59 条 平 18 厚労令 35 第 78 条
第3 人員に関する基準			
3 用語の定義	【「常勤」(用語の定義)】 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。)に達していることをいうものです。 ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療及び介護のための所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。 同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所(同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいいます。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含みます。)の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。 例えば、一の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。 また、人員基準においては常勤要件が求められている場合、従事者が労働基準法第65条に規定する産前産後休暇、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業、同条第2号に規定する介護休業、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項(第2号に係る部分に限ります。)の規定により、同条第2号に規定する育児休業に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとします。 ※ 併設の別事業所間の業務を兼務しても常勤として扱われるのは、管理者(施設長)のような直接処遇等を行わない業務で、「同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる」といった但し書きがあるものに限りです。 同時並行的に行うことができない直接処遇等を行う業務(看護、介護、機能訓練、相談業務など)は、原則として兼務した場合は、それぞれ常勤が勤務すべき		平 11 老企 25 第 2 の二の(3)

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根 拠 法 令
	時間に達しなくなるため、双方の事業所とも、正職員などの雇用形態に関わらず「非常勤」となります。 【「専ら従事する」「専ら提供に当たる」(用語の定義)】 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所におけるサービスの単位ごとの時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。 【「常勤換算方法」(用語の定義)】 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいいます。 この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問リハビリテーションと訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が指定訪問リハビリテーション従業者と看護師等を兼務する場合、指定訪問リハビリテーション従業者の勤務延時間数には、指定訪問リハビリテーション従業者としての勤務時間だけを算入することとなるものです。 ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第13条第1項に規定する母性健康管理措置又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことが可能です。		平 11 老企 25 第 2 の二の(4) 平 11 老企 25 第 2 の二の(1)
4 従業者の員数	① 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1人以上の数になっていますか。	はい・いいえ	条例第 84 条 第 1 項第 1 号 平 11 厚令 37 第 76 条
(1) 医師	② 常勤の医師がいますか。 ※ 事業所である病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院の常勤医師との兼務が可能であるほか、指定訪問リハビリテーションを行う介護老人保健施設、介護医療院であって、病院又は診療所と併設されているものについては、通所リハビリテーションの人員基準と同様に当該病院又は診療所の常勤医師との兼務で差し支えありません。	はい・いいえ	条例 第 84 条第 2 項 平 11 老企 25 第 3 の四の 1①
(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	③ 指定訪問リハビリテーションの事業所ごとに1人以上の数になっていますか。 ※ 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を適当数置かなければなりません。	はい・いいえ	条例第 84 条 第 1 項第 2 号 平 11 老企 25 第 3 の四の 1②

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根 拠 法 令
(3)訪問リハビリテーションのみなし指定	④ 指定訪問リハビリテーション事業所がみなし指定を受けた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第二条又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、医師の基準を満たしているものとみなすことができます。		
5 介護予防訪問リハビリテーションの人員基準	指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定訪問リハビリテーション事業における人員基準を満たすことをもって、指定介護予防訪問リハビリテーションにおける当該基準を満たしているものとみなすことができます。		条例 第84条第3項
第4 設備に関する基準			
6 設備及び備品等	指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。 ※ 指定訪問リハビリテーションの事業の運営を行うために必要な広さ(利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース)を有する専用の区画を設けてください。なお、業務に支障がないときは、訪問リハビリテーションの事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとします。 ※ 設備及び備品等については、当該病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における診療用に備え付けられたものを使用することができます。	はい・いいえ	条例 第85条第1項 平11厚令37 第77条 平11老企25 第3の四の2(1)② 平11老企25 第3の四の2(2)
7 介護予防訪問リハビリテーションの設備基準	指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定訪問リハビリテーション事業における設備及び備品等の基準を満たすことをもって、指定介護予防訪問リハビリテーションにおける当該基準を満たしているものとみなすことができます。		条例 第85条第2項
第5 運営に関する基準			
8 内容及び手続きの説明及び同意	サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 ※ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、次のとおりです。 ア 運営規程の概要 イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務体制 ウ 事故発生時の対応 エ 苦情処理の体制 等 ※ 同意は、利用者及び訪問リハビリテーション事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいです。	はい・いいえ	条例第92条 準用(第9条) 平11厚令37 第83条 準用(第8条) 準用 (平11老企25第3 の一の3(1)) 準用 (平11老企25第3 の一の3(1))

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根 拠 法 令
	※ 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例第6条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。		準用 (平 11 老企 25 第 3 の一の 3(19)①)
9 提供拒否の 禁止	正当な理由なく訪問リハビリテーションの提供を拒んでいませんか。 ※ 要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできません。 ※ サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。 ア 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 イ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ウ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合	いない・いる	条例第 92 条 準用(第 10 条) 平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 9 条) 準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(3))
10 サービス提供 困難時の対 応	通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の訪問リハビリテーション事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じていますか。	はい・いいえ	条例第 92 条 準用(第 11 条) 平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 10 条)
11 受給資格等 の確認	① サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。 ② 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。	はい・いいえ	条例第 92 条 準用(第 12 条第 1 項) 平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 11 条)
12 要介護認定 の申請に係る 援助	① 要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 ② 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ	条例第 92 条 準用(第 13 条第 1 項) 平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 12 条)
13 心身の状況 等の把握	サービスの提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	はい・いいえ	条例第 92 条 準用(第 14 条) 平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 13 条)
14 居宅介護支 援事業者等 との連携	① サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 ② サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	はい・いいえ	条例第 92 条 準用(第 72 条第 1 項) 平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 64 条)
		はい・いいえ	条例第 92 条 準用(第 72 条第 2 項)

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根 拠 法 令
15 法定代理受 領サービスの 提供を受ける ための援助	サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、指定訪問リハビリテーションの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ	条例第92条 準用(第16条) 平11厚令37 第83条 準用(第15条)
16 居宅サービス 計画に沿った サービスの提 供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問リハビリテーションを提供していますか。	はい・いいえ	条例第92条 準用(第17条) 平11厚令3 第83条 準用(第16条)
17 居宅サービス 計画等の変 更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。 ※ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合とは、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、訪問介護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。 ※ 当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要性ある旨の説明、その他の必要な援助を行ってください。	はい・いいえ	条例第92条 準用(第18条) 平11厚令37 第83条 準用(第17条) 準用(平11老企25 第3の一の3(8))
18 身分を証する 書類の携行	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に身分を証する書類(身分を明らかにする証書や名札等)を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 ※ 当該証書等には、当該事業所の名称、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の氏名を記載するものとし、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。	はい・いいえ	条例第92条 準用(第19条) 平11厚令37 第83条 準用(第18条) 準用(平11老企25 第3の一の3(9))
19 サービスの提 供の記録	① サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面(サービス利用票等)に記載していますか。 ※ 利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービス利用状況を把握できるようにするため、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければなりません ② サービスを提供した際には具体的なサービス内容等を記録(サービス提供記録、業務日誌等)するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。	はい・いいえ	条例第92条 準用(第20条第1 項) 平11厚令37 第83条 準用(第19条) 準用 (平11老企25 第3 の一の3(10)①) 条例第92条 準用(第20条第2 項)

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根 拠 法 令
	※ 記載すべき事項には、次のとおりです。 ア サービスの提供日 イ 具体的なサービスの内容 ウ 利用者の心身の状況 エ その他必要な事項 ※ 「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなど の方法です。 ※ 提供した具体的なサービス内容等の記録は5年間保存してください。		準用 (平 11 老企 25 第 3 の一の 3(10)(2)) 【独自基準(市)】
20 利用料等の 受領	① 法定代理受領サービスに該当する指定訪問リハビリテーションを提供した際には、利用者の介護保険負担割合証で負担割合を確認し、利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割(法令により給付率が異なる場合はそれに応じた割合)の支払を受けていますか。	はい・いいえ	条例 第 86 条第 1 項 平 11 厚令 37 第 78 条
	② 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションを提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。	はい・いいえ	条例 第 86 条第 2 項
	※ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び法定代理受領サービスである指定訪問リハビリテーションに係る費用の額と、医療保険給付の対象となる健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律上の指定訪問リハビリテーションの費用の額との間に不合理な差異を設けてはいけません。		準用(平 11 老企 25 第 3 の三の 3(2)(2))
	③ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。	はい・いいえ	条例 第 86 条第 3 項
	※ 保険給付となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められません。		準用 (平 11 老企 25 第 3 の一の 3(11)(3))
	④ 上記③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	はい・いいえ	条例 第 86 条第 4 項
	⑤ サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。	はい・いいえ	法 第 41 条第 8 項
	⑥ 上記⑤の領収証に、サービスについて利用者から支払を受けた費用の額のうち、利用料の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。	はい・いいえ	施行規則 第 65 条
	〔参考〕 「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」 (平成 12 年 6 月 1 日老発第 509 号、平成 28 年 10 月 3 日事務連絡) ※ 領収証の記載内容は、上記事務連絡の別紙様式に準じたものとし、医療費控除の対象となる金額及び居宅介護支援事業者等の名称等も記載してください。		

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根 拠 法 令
21 保険給付の 請求のための 証明書の交 付	法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。	はい・いいえ 該当なし	条例第 92 条 準用(第 22 条) 平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 21 条)
22 訪問リハビリ テーションの 基本取扱方 針	① 指定訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行われていますか。	はい・いいえ	条例 第 87 条第 1 項 平 11 厚令 37 第 79 条
	② 自らその提供する訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	はい・いいえ	条例 第 87 条第 2 項
23 訪問リハビリ テーションの 具体的取扱 方針	① サービスの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行っていますか。	はい・いいえ	条例第 88 条 平 11 厚令 37 第 80 条
	② サービスの提供に当たっては、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っていますか。	はい・いいえ	条例 第 88 条第 1 号 平 11 厚令 37 第 80 条 平 11 老企 25 第 3 の四の 3(2)①
	※ 訪問リハビリテーションは、利用者の心身の状態、生活環境を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治の医師との密接な連携のもとに訪問リハビリテーション計画に沿って行ってください。		
	※ 訪問リハビリテーション事業所の医師が、訪問リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等の指示を行ってください。		平 11 老企 25 第 3 の四の 3(2)②
	※ サービスの提供については、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、訪問リハビリテーション計画の修正を行い、改善を図る等に努めてください。		平 11 老企 25 第 3 の四の 3(2)③
	③ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。	はい・いいえ	条例 第 88 条第 2 号
	※ 利用者の心身の状態、リハビリテーションの内容やそれを提供する目的、具体的な方法、リハビリテーションに必要な環境の整備、療養上守るべき点及び療養上必要な目標等、療養上必要な事項について利用者及びその家族に理解しやすいよう指導又は説明を行ってください。		平 11 老企 25 第 3 の四の 3(2)④
	④ 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。	はい・いいえ	
	⑤ ④の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	はい・いいえ 事例なし	
	※ 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものです。 また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3		

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根 拠 法 令
	つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。なお、当該記録は、5年間保存しなければなりません。 ⑥ 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供していますか。 ※ サービスの提供に当たっては、医学の進歩に沿った適切な技術をもって対応できるよう、新しい技術の習得等、研鑽を積んでください。 ⑦ それぞれの利用者について、訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告していますか。 ※ サービスを行った際には、速やかに、指定訪問リハビリテーションを実施した要介護者等の氏名、実施日時、実施した指定訪問リハビリテーションの要点及び担当者の氏名を記録してください。 ⑧ リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供していますか。 ※ 指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫などの情報を伝達してください。 ※ リハビリテーション会議の構成員は、利用者及びその家族を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画原案に位置づけた居宅サービス等の担当者、看護師、准看護師、介護職員、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス担当者及び保健師等としてください。また、必要に応じて歯科医師、管理栄養士、歯科衛生士等が参加してください。 ※ 利用者の家族について、家庭内暴力等により参加が望ましくない場合や、遠方に住んでいる等のやむを得ない事情がある場合は、必ずしもその参加を求めるものではありません。 ※ リハビリテーション会議の開催の日程調整を行ったが、構成員が会議を欠席した場合は、速やかに当該会議の内容について欠席者との情報共有を図ってください。 ※ リハビリテーション会議については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について利用者又はその家族から同意を得なければなりません。なお、テレビ電話装置等の活用にあつては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。	はい・いいえ	条例第 88 条第 3 号 平 11 老企 25 第 3 の四の 3(2)⑤ 条例第 88 条第 4 号 平 11 老企 25 第 3 の四の 3(2)⑥ 条例第 88 条第 5 号 平 11 老企 25 第 3 の四の 3(2)⑦ 平 11 老企 25 第 3 の四の 3(2)⑧
24 訪問リハビリテーション計画の作成	① 指定訪問リハビリテーション事業所の医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成していますか。 ※ 訪問リハビリテーション計画は、指定訪問リハビリテーション事業所の医師の診療	はい・いいえ	条例第 89 条第 1 項 平 11 厚令 37 第 81 条 平 11 老企 25 第 3 の四の 3(3)①

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根 拠 法 令
	<u>に基づき、利用者ごとに作成してください。記載内容については 別途通知「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」の様式例及び記載方法を参照してください。</u> ※ 訪問リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直してください。 ※ 訪問リハビリテーション計画の作成にあたっては、訪問リハビリテーション事業所の医師の診療に基づき作成することが原則ですが、指定訪問リハビリテーション事業所とは別の医療機関の医師から計画的な医学的管理を受けている患者であつて、例外として、当該事業所の医師がやむを得ず診療できない場合には、別の医療機関の医師から情報の提供を受けて、当該情報をもとに訪問リハビリテーション計画を作成しても差し支えないものとします。		平 11 老企 25 第 3 の四の 3(3)②
	② 訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。 ※ 訪問リハビリテーション計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問リハビリテーション計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。	はい・いいえ	条例 第 89 条第 2 項 平 11 老企 25 第 3 の四の 3(3)④
	③ 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握していますか。 ※ 医療機関から退院した利用者に対し訪問リハビリテーション計画を作成する場合には、医療と介護の連携を図り、連続的で質の高いリハビリテーションを行う観点から、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等を入手し、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければなりません。 その際、リハビリテーション実施計画書以外の退院時の情報提供に係る文書を用いる場合においては、当該文書にリハビリテーション実施計画書の内容（「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」の別紙様式 2-2-1 の項目である「本人・家族等の希望」「健康状態、経過」「心身機能・構造」「活動」「リハビリテーションの短期目標」「リハビリテーションの長期目標」「リハビリテーションの方針」「本人・家族への生活指導の内容（自主トレ指導含む）」「リハビリテーション実施上の留意点」「リハビリテーションの見直し・継続理由」「リハビリテーションの終了目安」）が含まれていなければなりません。 ただし、当該医療機関からリハビリテーション実施計画書等が提供されない場合においては、当該医療機関の名称及び提供を依頼した日付を記録に残してください。	はい・いいえ	
	④ 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その目標や内容等について、利用者及びその家族に理解しやすい方法で説明を行った上で、利用者の同意を得ていますか。また、当該訪問リハビリテーション計画書を利用者に交付していますか。	はい・いいえ	条例 第 89 条第 3 項、第 4 項

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根 拠 法 令
	※ 訪問リハビリテーション計画は医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、計画の作成に当たっては、その内容について利用者の同意を得なければならず、また、計画書を利用者に交付しなければなりません。なお、その実施状況や評価等についても説明を行う必要があります。 ※ 事業者が通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、指定訪問リハビリテーション及び指定通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、通所リハビリテーション計画書に関する基準を満たすことをもって、訪問リハビリテーション計画書に関する基準を満たしているとみなすことができます。（通所リハビリテーションと訪問リハビリテーションの計画を一体的に作成することができます。） ※ 計画の作成に当たっては、各々の事業の目標を踏まえたうえで、共通目標を設定してください。また、その達成に向けて各々の事業の役割を明確にした上で、利用者に対して一連のサービスとして提供できるよう、個々のリハビリテーションの実施主体、目的及び具体的な提供内容等を1つの計画として分かりやすく記載するように留意してください。 ※ 指定訪問リハビリテーション及び指定通所リハビリテーションにおいて整合性のとれた計画に従いリハビリテーションを実施した場合は、診療記録を一括して管理しても差し支えありません。 ※ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している訪問リハビリテーション事業者は、当該居宅サービス計画を作成している居宅介護支援事業者から訪問リハビリテーション計画の提供の求めがあった際には、当該計画の提供に努めてください。		平 11 老企 25 第 3 の四の 3(3)⑤ 条例 第 89 条第 5 項 平 11 老企 25 第 3 の四の 3(3)⑥ 平 11 老企 25 第 3 の四の 3(3)⑦ 平 11 老企 25 第 3 の四の 3(3)⑧
25 利用者に関する市町村への通知	利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 ア 正当な理由なしに訪問リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	はい・いいえ 事例なし	条例第 92 条 準用(第 27 条) 平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 26 条)
26 管理者の責務	① 管理者は、従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 ② 管理者は、従業者に「運営に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	はい・いいえ	条例第 92 条 準用(第 59 条第 1 項) 平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 52 条) 条例第 92 条 準用(第 59 条第 2 項)
27 運営規程	次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下、「運営規程」という。)を定めていますか。 ※ 運営規程には、次の事項を定めるものとします。 ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ウ 営業日及び営業時間 エ 訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額 オ 通常の事業の実施地域 カ 虐待の防止のための措置に関する事項 キ その他運営に関する重要事項	はい・いいえ	条例第 90 条 平 11 厚令 37 第 82 条

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根 拠 法 令
	※ 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例第6条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。 ※ エの「利用料」としては、法定代理受領サービスである訪問リハビリテーションに係る利用料(1割、2割又は3割負担)及び法定代理受領サービスでない訪問リハビリテーションの利用料を、「その他の費用の額」としては、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問リハビリテーションを行う際の交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものです。 ※ オの「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。 ※ カの「虐待の防止のための措置に関する事項」とは、虐待の防止に係わる、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案(以下「虐待等」という。)が発生した場合の対応方法等を指します。 ※ 同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えありません。		準用 (平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(19)①) 準用 (平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(19)③) 準用 (平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(19)④) 準用 (平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(19)⑤) 準用 (平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(19))
28 勤務体制の 確保等	① 管理者及び従業者と労働契約を交わしていますか。労働条件通知書等を書面で明示し交付していますか。 ※ 雇用(労働)契約において、労働基準法により下記のような条件を書面で明示することとされています。 ① 労働契約の期間に関する事項 ② 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準 ③ 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 ④ 始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項 ⑤ 賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項 ⑥ 退職に関する事項(解雇の事由を含む) ⑦ 昇給の有無(※) ⑧ 退職手当の有無(※) ⑨ 賞与の有無(※) ⑩ 相談窓口(※) ※ 非常勤職員のうち、短時間労働者(1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者)に該当するものを雇い入れたときには、上記⑦、⑧、⑨及び⑩についても文書で明示しなくてはなりません。	はい・いいえ	労働基準法 第 15 条 労働基準法 施行規則第 5 条 パートタイム労働法 第 6 条
	② 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制を定めていますか。	はい・いいえ	条例第 92 条 準用(第 32 条第 1 項) 平 11 厚令 37

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根 拠 法 令
	※ 原則として月ごとの勤務表を作成し、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。		第83条 準用(第30条) 準用 (平11老企25第3 の一の3(21)①)
	③ 当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によって訪問リハビリテーションを提供していますか。	はい・いいえ	条例第92条 準用(第32条第2 項) 準用 (平11老企25第3 の一の3(21)②)
	※ 当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を指します。		
	※ 訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士については、労働者派遣法に規定する派遣労働者(紹介予定派遣に係る者を除く。)であってはなりません。		平11老企25 第3の四の3(8)②
	④ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の資質の向上のために研修の機会を確保していますか。	はい・いいえ	条例第92条 準用(第32条第3 項) 準用 (平11老企25第3 の一の3(21)③)
	※ 研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。		
	⑤ 適切な訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当の範囲を超えたものにより理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	条例第92条 準用(第32条第4 項)
	※ 事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとします。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるもの含まれることに留意してください。		準用 (平11老企25第3 の一の3(21)④)
	ア 事業主が講ずべき措置の具体的内容 事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成18年厚生労働省告示第615号)及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。)において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は以下のとおりです。 a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 b 相談(苦情を含む。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。		
	イ 事業主が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人に対処させない等)及び③被害防止のための取組(マニュアル作成や		

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組が規定されています。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、アの「事業主が講ずべき措置の具体的内容」の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「(管理職・職員向け)研修のための手引き」等を参考にした取組を行ってください。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html) ※ パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第24号)附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業(資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業)は、令和4年4月1日から義務化となります。適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努めてください。		
29 業務継続計画の策定等	① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 ※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載してください ア 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等) イ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) c 他施設及び地域との連携 ※ 各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することも可能です。 ② 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。	はい・いいえ	条例第92条 準用(第33条の2第1項) 平11厚令37 第83条 準用(第30条の2)準用 (平11老企25第3の二の3(7)②) 条例第92条 準用(第33条の2第2項)

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根 拠 法 令
	※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年1回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。		準用 (平 11 老企 25 第 3 の二の 3(7)③)
	※ 訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年1回以上)に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施してください。		準用 (平 11 老企 25 第 3 の二の 3(7)④)
	※ なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにしてください。		準用 (平 11 老企 25 第 3 の二の 3(7)①)
	③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	はい・いいえ	条例第 92 条 準用(第 33 条の 2 第 3 項)
30-1 衛生管理等	① 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。	はい・いいえ	条例第 92 条 準用(第 33 条第 1 項) 平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 31 条) 労働安全衛生法第 66 条
	※ 常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回(ただし、深夜業労働者等は6ヶ月以内ごとに1回)、定期的に健康診断を実施しなければなりません。		
	※ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が感染源となることを予防し、また理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じてください。		準用 (平 11 老企 25 第 3 の一の 3(23)①)
	※ 手洗所等に従業者共用のタオルを設置している場合、そのタオルを感染源として感染拡大の恐れがありますので、共用タオルは使用しないでください。		
	② 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。	はい・いいえ	条例第 92 条 準用(第 33 条第 2 項)
	③ 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次のアからウに掲げる措置を講じているか点検してください。 なお、④から⑥については、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。	はい・いいえ	条例第 92 条 準用(第 33 条第 3 項) 準用 (平 11 老企 25 第 3 の二 3(8)②) 令 3 厚労令 9 附則第 4 条

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根 拠 法 令
	④ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のために対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。))をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図っていますか。 ※ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(以下「感染対策委員会」という。)であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者(以下「感染対策担当者」という。)を決めておくことが必要です。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催してください。 ※ 感染対策委員会は、テレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。))を活用して行うことができます。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 ※ 感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。	はい・いいえ	条例第 92 条 準用(第 33 条第 3 項 第 1 号) 準用 (平 11 老企 25 第 3 の二 3(8)②イ)
	⑤ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備していますか。 ※ 「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理(環境の整備等)、ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記してください。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。	はい・いいえ	条例第 92 条 準用(第 33 条第 3 項 第 2 号) 準用 (平 11 老企 25 第 3 の二 3(8)②ロ)
	⑥ 事業所において、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、感染症及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。 ※ 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育(年1回以上)を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこととします。 ※ また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に行ってください。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。	はい・いいえ	条例第 92 条 準用(第 33 条第 3 項 第 3 号) 準用 (平 11 老企 25 第 3 の二 3(8)②ハ)

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根 拠 法 令
	訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施してください。		
30-2 新型コロナウイルス感染症対策	① 事業所における取組として以下の対策を講じていますか。 ア 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携して推進 イ 積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、ケア記録、勤務表の記録等を準備(直近2週間)	はい・いいえ	社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2) (令和2年4月7日 事務連絡)
	② 職員の取組として以下の対策を講じていますか。 ア 「高齢者介護施設等における感染対策マニュアル改定版」等を参照の上、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底 イ 出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底 ウ 感染が疑われる場合は、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえて適切に対応 エ 職場外でも感染拡大を防ぐための取組として、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底	はい・いいえ	
	③ ケア等の実施時の取組として以下の対策を講じていますか。 ※ サービスの提供に先立ち、本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」を踏まえた適切な相談及び受診を行うよう促すとともに、サービス提供時には以下の点に留意してください。 ア 保健所とよく相談した上で、居宅介護支援事業所等と連携し、サービスの必要性を再検討の上、感染防止策を徹底させてサービスの提供を継続 イ 基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化する恐れが高いため、勤務上の配慮を行う ウ サービスの提供に当たっては、サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットを徹底し、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫 エ 可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応 ※ 新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組についても、厚生労働省通知等を参考とし、適切に実施してください。	はい・いいえ	
31 掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示を行っていますか。	はい・いいえ	条例第92条 準用 (第34条第1項) 平11厚令37 第83条 準用(第32条) 準用 (平11老企25第3の1-3(24)①)
	※ 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項とは、運営規程の概要、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、第三者評価の実施状況等をいいます。		
	※ 次に掲げる点に留意して掲示を行ってください。 ア 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。 イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、氏名まで掲示することを求めるものではないこと。		
	※ 上記の事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができます。		
			条例第92条 準用 (第34条第2項)

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根 拠 法 令
32 秘密保持等	① 従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。	いない・いる	条例第 92 条 準用(第 35 条第 1 項) 平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 33 条)
	※ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定したり、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。		
	② 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	条例第 92 条 準用(第 35 条第 2 項) 準用 (平 11 老企 25 第 3 の一の 3(25)(2))
	※ 具体的には、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講じてください。		
	③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。	はい・いいえ	条例第 92 条 準用(第 35 条第 3 項) 準用 (平 11 老企 25 第 3 の一の 3(25)(3))
	※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。		
33 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	④ 「個人情報の保護に関する法律」に基づき、入居者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。	はい・いいえ	個人情報の保護に関する法律 (平 15 年法律第 57 号)
	※ 個人情報の取り扱いについては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(H29.4.14 個人情報保護委員会・厚生労働省)」を参照してください。		
34 苦情処理	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	いない・いる	条例第 92 条 準用(38 条) 平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 35 条)
34 苦情処理	① サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	条例第 92 条 準用(第 39 条第 1 項) 平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 36 条) 準用 (平 11 老企 25 第 3 の一の 3(28)(1))
	※ 「必要な措置」とは、具体的には次のとおりです。 ア 苦情を受け付けるための窓口を設置する。 イ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにする。 ウ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する。 エ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する。		
	② 苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録していますか。 ※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行ってください。	はい・いいえ	条例第 92 条 準用(第 39 条第 2 項) 準用 (平 11 老企 25 第 3 の一の 3(28)(2))

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根 拠 法 令
	※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。		【独自基準(市)】
	※ 苦情の内容等の記録は5年間保存してください。		
	※ 苦情解決の仕組みについては「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成12年6月7日厚労省通知)を参考としてください。		
	③ 市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	はい・いいえ 事例なし	条例第92条 準用 (第39条第3項)
	④ 市町村からの求めがあった場合には、上記③の改善の内容を市町村に報告していますか。	はい・いいえ 事例なし	条例第92条 準用 (第39条第4項)
	⑤ 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	はい・いいえ 事例なし	条例第892条 準用 (第39条第5項)
35 地域との連携 等	⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、上記⑥の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。	はい・いいえ 事例なし	条例第92条 準用 (第39条第6項)
	① 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。	はい・いいえ 事例なし	条例第92条 準用 (第40条第1項) 平11厚令37 第83条準用 (第36条の2) 準用 (平11老企25第3 の一の3(29)①)
	※ 介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものです。なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。		
36 事故発生時 の対応	② 訪問リハビリテーション事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問リハビリテーションを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問リハビリテーションの提供を行うように努めていますか。	はい・いいえ 事例なし	条例第92条 準用 (第40条第2項)
	① サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	条例第92条 準用(第41条) 平11厚令37 第83条 準用(第37条)
	② 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めていますか。	はい・いいえ	準用 (平11老企25第3 の一の3(30)①)
	③ 上記①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。	はい・いいえ	条例第92条 準用(第41条第2 項)
	※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。		
	④ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。	はい・いいえ	条例第92条 準用(第41条第3 項)
	※ 速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。	はい・いいえ	準用 (平11老企25第3 の一の3(30)②)

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根 拠 法 令
	⑤ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。	はい・いいえ	準用 (平 11 老企 25 第 3 号の 3(30)(3))
37 虐待の防止	虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとします。 (1) 虐待の未然防止 事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、条例第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業員にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業員が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業員としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。 (2) 虐待等の早期発見 従業員は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応を行ってください。 (3) 虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとします。 以上の観点を踏まえ、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の①から④に掲げる措置について点検を行ってください。 ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に周知徹底を図っていますか。 ※ 虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成してください。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要です。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用してください。 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業員に共有されるべき情報であるとは限らず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。 ※ 虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも可能です。 ※ 虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。	はい・いいえ	準用 (平 11 老企 25 第 3 号の 3(31))
			条例第 92 条 準用(第 41 条の 2 第 1 号) 平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 37 条の 2) 準用 (平 11 老企 25 第 3 号の 3(31)①)

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根 拠 法 令
	※ 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果(事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)は、従業者に周知徹底を図る必要があります。 ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること オ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること キ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること		
	② 訪問リハビリテーション事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。 ※ 指定訪問リハビリテーション事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。 ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 カ 成年後見制度の利用支援に関する事項 キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項	はい・いいえ	条例第 92 条 準用(第 41 条の 2 第 2 号) 準用 (平 11 老企 25 第 3 の一の 3(31)(2))
	③ 訪問リハビリテーション事業所において、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施していますか。 ※ 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年 1 回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。 また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。	はい・いいえ	条例第 92 条 準用(第 41 条の 2 第 3 号) 準用 (平 11 老企 25 第 3 の一の 3(31)(3))
	④ ①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 ※ 事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいです。	はい・いいえ	条例第 92 条 準用(第 41 条の 2 第 4 号) 準用 (平 11 老企 25 第 3 の一の 3(31)(4))
38 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 ※ 具体的な会計処理の方法については、次の通知に基づき適切に行ってください。 ア 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」(平成 12	はい・いいえ	条例第 92 条 準用(第 42 条) 平 11 厚令 37 第 83 条 準用(第 38 条) 準用 (平 11 老企 25 第 3 の一の 3(32))

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根 拠 法 令
	年 3 月 10 日老計第 8 号) イ「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平成 13 年 3 月 28 日 老振発第 18 号) ウ「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」(平成 24 年 3 月 29 日 老高発第 0329 第 1 号)		
39 記録の整備	① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	はい・いいえ	条例 第 91 条第 1 項 平 11 厚令 37 第 82 条の 2
	② 利用者に対する訪問リハビリテーションの提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存していますか。 ア 訪問リハビリテーション計画 イ 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ウ <u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> エ 市町村への通知に係る記録(項目 27 参照) オ 苦情の内容等の記録 カ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ※「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日を指すものとします。 また、イの「提供した具体的なサービスの内容等の記録」には、 <u>診療記録及びリハビリテーション会議の記録が含まれます。</u>	はい・いいえ	条例 第 91 条第 2 項 【独自基準(市)】 平 11 老企 25 第 3 の四の 3(7)
第 6 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準			
40 介護予防訪問リハビリテーションの基本 取扱方針	① 指定介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。 ※ 利用者の心身の状態、生活環境を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師の診療に基づく介護予防訪問リハビリテーション計画に沿って行ってください。 また、サービスの提供に当たって、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所とは別の医療機関の医師から計画的な医学的管理を受けている患者であって、例外として、当該事業所の医師がやむを得ず診療できない場合には、別の医療機関の医師から情報提供を受けて、当該情報をもとに介護予防訪問リハビリテーション計画を作成しても差し支えないものとします。なお、この場合は、当該情報提供を行った別の医療機関の医師と当該事業所の医師の間で十分な連携を図るものとします。	はい・いいえ	予防条例 第 66 条第 1 項 平 18 厚労令 35 第 85 条 平 11 老企 25 第 4 の三の 3(1)①
	② 自らその提供する指定介護予防訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 ※ 提供された介護予防サービスについては、介護予防訪問リハビリテーション計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図ってください。	はい・いいえ	予防条例 第 66 条第 2 項 平 11 老企 25 第 4 の三の 3(1)⑥

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根 拠 法 令
	③ サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。	はい・いいえ	予防条例 第66条第3項
	④ 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。	はい・いいえ	予防条例 第66条第4項
	※ サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮してください。		平11 老企25 第4の三の3(1)⑤
	⑤ サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。	はい・いいえ	予防条例 第66条第5項
	※ 介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めてください。		平11 老企25 第4の三の3(1)④
	⑥ サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状態、リハビリテーションの内容やそれを提供する目的、具体的な方法、リハビリテーションに必要な環境の整備、療養上守るべき点及び療養上必要な目標等、療養上必要な事項について利用者及び家族に理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。	はい・いいえ	平11 老企25 第4の三の3(1)④
41 介護予防訪問リハビリテーションの具体的な取扱方針	① 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行っていますか。	はい・いいえ	予防条例 第67条 平18 厚労令35 第86条
	② サービスの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。	はい・いいえ	予防条例 第67条第1号
	③ 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、上記②に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した指定介護予防訪問リハビリテーション計画を作成していますか。	はい・いいえ	予防条例 第67条第2号
	※ 介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境等を把握・分析し、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供によって解決すべき問題状況を明らかにした上で(アセスメント)、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的な内容、期間等を定めるものとします。		平11 老企25 第4の三の3(2)①

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	※ <u>進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直してください。</u> ※ <u>介護予防訪問リハビリテーション計画の様式については、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」に示す様式を参考に作成してください。</u>		平 11 老企 25 第 4 の三の 3 (2)⑤
	※ <u>指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師が、指定介護予防訪問リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等の指示を行ってください。</u>		
	④ <u>介護予防訪問リハビリテーション計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。</u> ※ <u>介護予防訪問リハビリテーション計画は、介護予防サービス計画に沿って作成されなければならないことから、介護予防訪問リハビリテーション計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防訪問リハビリテーション計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。</u>	はい・いいえ	予防条例 第 67 条第 3 号
	⑤ <u>医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握していますか。</u> ※ <u>医療機関から退院した利用者に対し 介護予防訪問 リハビリテーション計画を作成する場合には、医療と介護の連携を図り、連続的で質の高いリハビリテーションを行う観点から、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書 等 を入手し、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければなりません。</u> <u>その際、リハビリテーション実施計画書以外の退院時の情報提供に係る文書を用いる場合においては、当該文書にリハビリテーション実施計画書の内容(「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」の別紙様式 2-2-1 の項目 である「本人・家族 等 の希望」「健康状態、経過」「心身機能・構造」「活動」「リハビリテーションの短期目標」「リハビリテーションの長期目標」「リハビリテーションの方針」「本人・家族への生活指導の内容(自主トレ指導含む)」「リハビリテーション実施上の留意点」「リハビリテーションの見直し・継続理由」「リハビリテーションの終了目安」)が含まれてい なければなりません。</u> <u>ただし、当該医療機関からリハビリテーション実施計画書等が提供されない場合においては、当該医療機関の名称及び提供を依頼した日付を記録に残してください。</u>	はい・いいえ	
	⑥ <u>医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。また、当該介護予防訪問リハビ</u>	はい・いいえ	予防条例 第 67 条第 4 号、第 5 号

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	リハビリテーション計画を利用者に交付していますか。 ※ <u>介護予防訪問リハビリテーション計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務付けるものです。医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーションの計画の目標や内容等(利用者の心身の状態、リハビリテーションの内容やそれを提供する目的、具体的な方法、リハビリテーションに必要な環境の整備、療養上必要な事項など)について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行ってください。</u> ※ <u>介護予防通所リハビリテーションの指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、介護予防通所リハビリテーション計画書に関する基準を満たすことをもって、介護予防訪問リハビリテーション計画書に関する基準を満たしているとみなすことができます。(介護予防通所リハビリテーションと介護予防訪問リハビリテーションの計画を一体的に作成することができます。)</u> <u>当該計画の作成に当たっては、各々の事業の目標を踏まえ、共通目標を設定してください。また、その達成に向けて各々の事業の役割を明確にした上で、利用者に対して一連のサービスとして提供できるよう、個々のリハビリテーションの実施主体、目的及び具体的な提供内容等を1つの計画として分かりやすく記載するよう留意してください。</u> ※ <u>指定介護予防通所リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションにおいて整合性のとれた計画に従いリハビリテーションを実施した場合には、診療記録を一括して管理しても差し支えありません。</u>		平 11 老企 25 第 4 の三の 3 (2)② 【独自基準(市)】 予防条例 第 67 条第 6 号
	⑦ サービスの提供に当たっては、医師の指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っていますか。	はい・いいえ	予防条例 第 67 条第 7 号
	⑧ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。	はい・いいえ	予防条例 第 67 条第 8 号
	⑨ サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。	はい・いいえ	
	⑩ ⑨の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	はい・いいえ 該当なし	
	⑪ サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をも	はい・いいえ	予防条例 第 67 条第 9 号

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	ってサービスの提供を行っていますか。 ※ サービスの提供に当たっては、医学の進歩に沿った適切な技術をもって対応できるよう、新しい技術の習得等、研鑽を積んでください。		平 11 老企 25 第 4 の三の 3 (2)③
	⑫ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、それぞれの利用者について、介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告していますか。	はい・いいえ	予防条例 第 67 条第 10 号
	⑬ 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)を行っていますか。	はい・いいえ	予防条例 第 67 条第 11 号
	⑭ 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告していますか。	はい・いいえ	予防条例 第 67 条第 12 号
	※ <u>介護予防支援事業者に対する報告については、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定時から利用者の状態等が大きく異なることとなっていないか等を確認するために行うものであり、毎月行ってください。</u>		
	⑮ 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行っていますか。	はい・いいえ	予防条例 第 67 条第 13 号
	※ <u>介護予防訪問リハビリテーション計画に定める計画期間が終了するまでに1回はモニタリングを行い、利用者の介護予防訪問リハビリテーション計画に定める目標の達成状況の把握等を行うとともに、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者等とも相談の上、必要に応じて当該介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行ってください。</u>		
	※ <u>指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防支援事業者等を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫などの情報を伝達していますか。</u>	はい・いいえ	
	⑯ 上記②から⑭までの規定は、介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用していますか。	はい・いいえ	予防条例 第 67 条第 14 号
第 7 変更の届出等			
42 変更の届出等	事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅サービスを再開したときは、10 日以内に、その旨を市長(介護保険課)に届け出ていますか。	はい・いいえ	法 第 75 条第 1 項 施行規則 第 131 条第 1 項

項 目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	※ 集団指導資料および甲府市ホームページに掲載している「変更届提出書類一覧表」の項目に変更があった際には必ず変更届を提出してください。		
	※ 「介護給付費算定に係る体制届」に係る加算等(算定する単位数が増えるもの)については、算定する月の前月15日までに届出が必要です。		平12老企36 第一の1(5)
第8 その他			
43 介護サービス 情報の公表	山梨県(介護サービス情報公表システム)へ基本情報と運営情報を報告するとともに見直しを行っていますか。	はい・いいえ	法第115条の35 第1項 施行規則 第140条の44